

平成 25 年 11 月 29 日

各 位

本社所在地 東京都千代田区九段北 4-2-6
会社名 **レカム株式会社**
代表者名 代表取締役社長 伊藤 秀博
(コード番号：3323 東証 ジャスダック S)
問合せ先 取締役常務執行役員経営管理本部長
川畑 大輔
(TEL：03-5357-1411)
(URL：http://www.recomm.co.jp)

株式分割、単元株制度の採用および定款の一部変更に関するお知らせ

当社は、平成 25 年 11 月 29 日開催の取締役会において、株式分割の実施、単元株制度の採用および定款の一部変更について決議いたしましたので、下記のとおりお知らせいたします。

記

1. 株式分割、単元株制度の採用および定款の一部変更の目的

当社は、平成 19 年 11 月に全国証券取引所が公表した「売買単位の集約に向けた行動計画」の趣旨を踏まえ、平成 26 年 4 月 1 日をもって、当社普通株式 1 株を 100 株に分割するとともに、100 株を 1 単元とする単元株制度を採用いたします。

なお、本株式分割および単元株制度の採用に伴う投資単位の実質的な変更はございません。

2. 株式分割の概要

(1) 分割の方法

平成 26 年 3 月 31 日（月曜日）を基準日として、同日最終の株主名簿に記載または記録された株主の所有する当社普通株式を 1 株につき 100 株の割合をもって分割いたします。

(2) 分割により増加する株式数

①株式分割前の発行済株式総数	432,279 株 ※
②今回の分割により増加する株式数	42,795,621 株 ※
③株式分割後の発行済株式総数	43,227,900 株 ※
④株式分割後の発行可能株式総数	120,000,000 株

※ 平成 25 年 10 月 31 日現在の発行済株式総数に基づくものであります。

(3) 分割の日程

①基準日公告	平成 26 年 3 月 14 日（金曜日）
②基準日	平成 26 年 3 月 31 日（月曜日）
③効力発生日	平成 26 年 4 月 1 日（火曜日）

(4) 資本金の額の変更

今回の株式分割に際して、当社の資本金の額に変更はありません。

3. 単元株制度の採用

(1) 新設する単元株の数

単元株制度を採用し、単元株式数を 100 株といたします。

(2) 新設の日程

効力発生日 平成 26 年 4 月 1 日（火曜日）

なお、平成 26 年 3 月 27 日（木曜日）をもって、証券取引所における当社株式の売買単位は 1 株から 100 株に変更されます。

4. 定款の一部変更

(1) 変更の理由

上記の株式分割、単元株制度の採用に伴い、定款に所要の変更をするものであります。なお、本件は、平成 25 年 12 月 20 日開催予定の当社第 20 期定時株主総会に付議するものであります。

(2) 変更の内容

変更の内容は次のとおりであります。

- a. 当社普通株式 1 株を 100 株に分割するため、また、機動的な資本政策を行うため、発行可能株式総数を増加したく、現行定款第 6 条を変更いたします。
- b. 単元株制度を採用し、単元株式数を 100 株とするため、第 7 条を新設いたします。
- c. 単元未満株主の権利等を定めるため、第 8 条を新設いたします。
- d. 第 6 条の変更、第 7 条および第 8 条の新設ならびにそれに伴う条数の繰り下げの効力発生日を定めるため、附則を新設いたします。

(下線は変更部分を示します。)

現行定款	変 更 案
<p>(発行可能株式数)</p> <p>第 6 条 当社の発行可能株式総数は、<u>880,000</u>株とする。</p> <p style="text-align: center;">(新 設)</p> <p style="text-align: center;">(新 設)</p> <p>第 7 条～第 43 条 (条文記載省略)</p>	<p>(発行可能株式数)</p> <p>第 6 条 当社の発行可能株式総数は、<u>12,000,000</u>株とする。</p> <p style="text-align: center;"><u>(単元株式数)</u></p> <p>第 7 条 当社の単元株式数は、<u>100 株</u>とする。</p> <p style="text-align: center;"><u>(単元未満株式についての権利)</u></p> <p>第 8 条 当社の株主は、その有する単元未満株式について、次に掲げる権利以外の権利を行使することができない。</p> <p style="text-align: center;">(1) <u>会社法第 189 条第 2 項各号に掲げる権利</u></p> <p style="text-align: center;">(2) <u>会社法第 166 条第 1 項の規定による請求をする権利</u></p> <p style="text-align: center;">(3) <u>株主の有する株式数に応じて募集株式の割当ておよび募集新株予約権の割当てを受ける権利</u></p> <p>第 9 条～第 45 条 (現行どおり)</p>

(下線は変更部分を示します。)

現行定款	変 更 案
(新 設)	<u>附則</u> <u>第1条 第6条の変更、第7条および第8条の</u> <u>新設ならびにそれに伴う条数の繰り下げ</u> <u>の効力発生日は、平成26年4月1日とす</u> <u>る。</u> <u>なお、本附則は、効力発生日をもってこ</u> <u>れを削除する。</u>

(3) 変更日程

定款変更のための株主総会開催日

平成25年12月20日(金曜日)

定款変更の効力発生日

平成26年4月1日(火曜日)

以 上